

多頭飼育の適正化について

1. 現状（主な関連法制度等）

都道府県等を対象として実施したアンケートによれば、平成18、19年度の2カ年における多頭飼育に関する苦情について、飼育頭数20頭未満の例が全件数の7割を占めていたが、飼育頭数50頭以上の事例も少数見られた。苦情の内容については、不衛生・悪臭、鳴き声・騒音など周辺的生活環境の悪化や逸走・徘徊など生命・身体・財産への危害のおそれが多い。

行政の対応は、事案の態様に応じ、生活環境の保全、不適正な飼養、動物取扱業者の業の適正化などの観点から行われている。口頭による指導が大半であるが、文書による指導や、勧告・命令など法令による対応に発展する例も少数ある。また、行政（都道府県、市町村、警察）と関係団体（獣医師会、ボランティア団体、地域住民、飼養者）が連携して問題解決を図る事例も見られる。

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前二項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一～二 略

三 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

○化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）

第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～5 略

○化製場等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 285 号）

第一条 化製場等に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の政令で定める動物の種類は、次のとおりとする。

- 一 牛
- 二 馬
- 三 豚
- 四 めん羊
- 五 やぎ
- 六 犬
- 七 鶏（三十日未満のひなを除く。）
- 八 あひる（三十日未満のひなを除く。）
- 九 その他その飼養又は収容に関して公衆衛生上の配慮が必要な動物として都道府県の条例で定める動物

2. 主な意見

(1) 自治体（ヒアリングより）

- ・ 勧告や措置命令の制度が有効活用できた。
- ・ 環境省令に規定されている「周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態」について実際の事案に応じた適用が可能となるよう基準が必要。
- ・ 条例で定める届出制は、適正飼養に努めさせるという意味での抑止的な効果はあった。
- ・ 告発して刑罰を受けることよりも現場の状況が改善されることを優先する必要がある。

(2) 愛護団体等（要望書等より）

- ・ 犬猫あわせて10頭以上は、登録もしくは届出。
- ・ 行政に立ち入り調査権限の付与。
- ・ 行政による助言、指導、勧告等をより迅速化して周辺環境の悪化や動物虐待等の未然防止。

3. 主な論点

- ・ 届出制等の導入の検討（条例によって既に導入している自治体も存在（茨城県、山梨県、長野県、滋賀県、佐賀県）。また、化製場に関する法律に基づく許可制も存在。）
- ・ 導入した場合、対象となる動物の種類及び数をどこまでとするのか。
- ・ 行政による適正飼養の確保（勧告・命令規定は既に存在。現場の改善のため、行政の権限をどこまで拡大することが可能か具体的な基準が必要か。）

4. 参考法令等

○山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年山梨県条例第41号) (多頭飼養者の遵守事項)

第十三条 犬又はねこの飼い主(動物取扱業者その他規則で定める者を除く。)で、その飼養施設の所在地のいずれかにおいて、その飼養する犬(生後九十一日未満のものを除く。次条第一項第三号において同じ。)の数若しくはねこ(生後九十一日未満のものを除く。次条第一項第三号において同じ。)の数又はこれらの数を合算した数(以下この章において「飼養数」という。)が十に達したもの(以下この章において「多頭飼養者」という。)は、第七条から第十条までに規定する事項

を遵守するほか、適正に飼養することができる環境における終生飼養又は適正に飼養することができる者に対する譲渡が可能と見込まれる場合を除き、飼養する犬及びねこの数の増加を抑制するため繁殖を制限しなければならない。

(多頭飼養の届出)

第十四条 多頭飼養者は、飼養数が十に達した日から三十日以内に、その飼養数が十に達した飼養施設の所在地ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 犬及びねこの数
- 四 飼養の方法
- 五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、飼養施設の配置図を添付しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 前条第一項の規定による届出をした者は、同項第一号、第三号(数の増加の場合に限る。)、第四号及び第五号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更で規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

2 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養施設の所在地における飼養を廃止したとき、及び当該届出に係る飼養数が十未満となったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第十六条 知事は、多頭飼養者の飼養する犬及びねこの健康と安全を保持し、又は周辺的生活環境の保全を図るために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬及びねこの飼養施設の構造及び飼養の方法について必要な助言又は指導を行うことができる。

第三十二条 第十四条第一項又は第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（措置命令）

第十九条の四 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 略

（生活環境の保全上の支障の除去等の措置）

第十九条の七 第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。

三 第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項又は第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2～6 略